貸し借りするものごとの収入印紙

借りるもの	収入印紙	注意
建物（事務所・住宅・店舗）	不要	敷地の賃貸借も約束したことが明らかなら第1号の2
駐車場の区画（場所を決めて車を置く）	不要	保証金の受取りを書けば、借主に渡す1通は第17号の2
車庫（建物）	不要	施設の賃貸借
車の保管を頼む	不要	寄託の契約
駐車場の設備のない更地	第1号の2	土地の賃貸借
土地	第1号の2	記載金額は権利金など返さないお金。賃料や返す敷金・保証金は含めません

賃貸期間にかかわらず、据え置いた後に返す保証金の取決めがある建物の賃貸借契約書は、第1号の3の消費貸借の契約書になります。

土地の賃貸借契約書の印紙税額（第1号の2、権利金などの額で）

記載金額	本則
1万円未満	非課税
1万円以上10万円以下	200円
10万円超50万円以下	400円
50万円超100万円以下	1,000円
100万円超500万円以下	2,000円
500万円超1000万円以下	10,000円
1000万円超5000万円以下	20,000円
5000万円超1億円以下	60,000円
1億円超5億円以下	100,000円
5億円超10億円以下	200,000円
10億円超50億円以下	400,000円
50億円超	600,000円
金額の記載のないもの	200円

国税庁 No.7106 建物の賃貸借契約書（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7106.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 No.7107 駐車場の賃貸借契約書（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7107.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 印紙税法基本通達 第23条（契約金額の意義）（https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/inshi/inshi01/05.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 質疑応答事例（印紙税 10/11）（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/10/11.htm、2026年11月16日確認）
国税庁 質疑応答事例（印紙税 09/03）（https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/inshi/09/03.htm、2026年11月16日確認）
「印紙税額の一覧表」（国税庁）（https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/inshi/7140.htm）を加工して作成（令和8年4月1日現在法令等）